

ポイント解説⑤
市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携

後見人の担い手となる市民や法人が地域の中で養成され、いつでも後見人として選任できる環境が整備されていることは、本人はもちろんのこと、家庭裁判所にもメリットのあることであると思われます。家庭裁判所は、本人に最もふさわしい後見人を選任することが求められていますが、地域に後見人のなり手となる市民や法人がない場合には、独居の方など親族が支えることの難しい本人については、専門職を後見人に選任しています。専門職にはその専門的知見を生かした後見事務が期待できますが、地域における専門職の数には限りがありますし、本人に身近な存在として、本人の居住する地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧に聞きながら後見事務を進めていくことができる地域住民の方を地域連携ネットワークと専門職の関与によって養成していくことが本人にとってよりふさわしいというケースも少なくありません。家庭裁判所が、本人に身近な地域で見守りながら後見事務を進めてもらうことが適切だと判断した案件で、地域において養成された市民や法人が後見人として後見事務を担ってもらえるということは、何よりも、本人のニーズにふさわしい後見人が選任されるという点で、本人にとってメリットのあることであり、家庭裁判所にとっては選任できる後見人の選択肢が増えるという意味でメリットがあると考えられます。

具体的な選任形態は、各地域において様々なバリエーションがあります。各地での実情を見ますと、①当初から市民後見人のみが選任されるスタイル、②市民後見人と専門職などが複数で後見人に選任されるスタイル、③市民後見人に社会福祉協議会等が後見監督人として選任されるスタイルなどがあり、その他にも、④社会福祉協議会やNPO法人が法人として後見人に選任され、そのスタッフとして養成された市民が事務を遂行するスタイルなどがあります。また、当初は専門職が後見人を務めていたケースについて、本人の生活が安定した後に市民後見人に引き継ぐやり方（リレー方式）や、当初は市民後見人と専門職がともに後見人に選任され、本人の生活が安定した後に専門職は後見人を辞任して市民後見人のみの態勢に移行するといったやり方もあるようです。いずれのスタイルについても実践例があり、どのスタイルを前提に市民後見人等の養成を進めていくのかについては、個々の実態に合わせた検討や地域の仕組みをつくるためのプロセスの整理が今後必要ですが、養成された市民後見人等が実際に選任され、活用されるためには、家庭裁判所との連携が必要不可欠です。

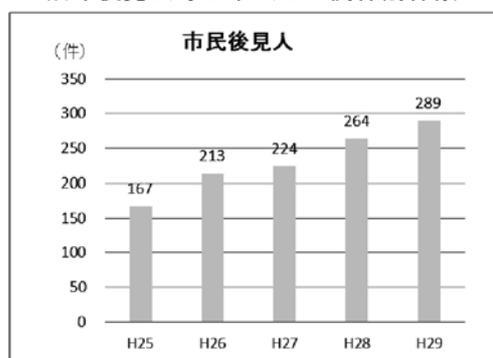


最高裁判所事務総局家庭局提供資料

家庭裁判所は、申立てがあつて初めて本人のことを把握することになり、また、市民後見人についても、その人がどういった人なのか、本人とどういう関係にあるのかといったことも、申立てがあつて初めて知ることになります。もともと本人も市民の方もよく知らない中で、市民の方に後見人という大きな権限と責任を与えるということは、家庭裁判所にとっては不安があるように思われます。市町村等が中心となって、①市民後見人がどのように養成されているのか、②後見人に選任した後に生じるかもしれない悩みやトラブルに養成した機関（社会福祉協議会やNPO等）はどのように対応できるのかなどといった、市民後見人の事務の適正性を確保する態勢を作ることができれば、家庭裁判所は市民後見人を安心して選任することができると思われます。

実際に、市民後見人の選任が進んでいる地域では、①市民後見人の養成カリキュラム等について家庭裁判所に説明し、必要に応じて、家庭裁判所書記官による講義等をカリキュラムに組み入れる、②市民後見人に選任された後のバックアップ態勢として、養成した社協等が市民後見人と面談したり、相談を受けたりする態勢を確立するといった取組を進め（※この点は、釧路市や大阪市の取組が参考になります。）家庭裁判所としても安心して市民後見人等を選任できる環境を整えています。

成年後見人等と本人との関係別件数



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

まずは、各地域において、どのように権利擁護人材を養成し、活用していくのかといったイメージを膨らませた後、そのイメージを家庭裁判所とも共有して、家庭裁判所にとって不安のない形で養成を始めていくことが、市民後見人等の活用の秘訣といえそうです。また、市民後見人へのバックアップ・支援といった取組から得られた家庭裁判所との連携は、さらに中核機関による親族後見人の支援のイメージ作りにもつながっていくように思われますので、地域における市民後見人の養成・活用は、将来的な中核機関の機能の充実・強化にもつながっていく側面があると思われます。市民後見人の養成と選任後の支援に取り組んでいくことは、中核機関に期待されている後見人支援事務のための第一歩になるはずです。

本稿における「市民後見人」とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合を指しています（※2）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含みます。

※2 調査集計における便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではありません。（参考：最高裁判所事務総局家庭局作成資料）